

認知症サポーター養成講座を開催しませんか

はにぼんチャレンジ対象事業

★介護保険課 ☎ 1722

認知症サポーターとは、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアです。日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、適切な対応をすることが、認知症の人と認知症の人を介護する家族の支えになります。

■認知症サポーター養成講座の開催方法

認知症サポーターを養成するための講座を、企業・団体等のみなさんで開催することができます。専門の講師（キャラバンメイト）を紹介します。

●内容

テキストに基づいて、DVD上映等を交えながら、認知症の正しい理解、認知症の人の行動や心理、支援や対応する際の心配り等を学習します。

●対象

10人以上の参加者が見込まれる、市内で活動している団体や、市内に事業所のある企業（介護サービス事業所は除く）

●時間

平日午前9時30分から午後3時30分までの90分程度

●会場

申込団体で用意（市内の会場に限る）

●必要物品

DVDを上映できる場所・機材の用意をお願いします。

●費用

無料です。ただし、会場使用料や独自に使用する教材等は、主催者の負担となります。また、テキスト代等も参加者によって主催者に負担していただく場合があります。

●申込

開催候補日時を第3希望まで決め、介護保険課（市役所1階）にある申込書に記入のうえ、介護保険課に提出してください。締め切りは、開催候補日の1か月半前までです。

■認知症サポーターのステッカーを交付します

認知症の人へ、さりげない声かけや手助けをしていただくことにより、認知症の人が安心してお店を利用し、住み慣れた地域で生活を送ることができるようにするために、認知症サポーターがいる目印となるステッカーを団体・企業等に交付します。

●交付対象

「認知症サポーター養成講座」を開催した、市内に拠点がある介護サービス事業所を除く団体・企業等

●交付要件

- ・認知症サポーター養成講座を開催し、会員・従業員等が受講すること
- ・市民の目につくところに貼付し、認知症サポーターの意味を理解し、認知症の人へのさりげない声かけや手助けをするなどの対応をすること
- ・ステッカー交付後にも、未受講者を対象とした認知症サポーター養成講座を継続的に開催すること

●交付の手続き方法

- ・介護保険課にある申請書に必要事項を記入し、介護保険課に提出してください。
- ・複数の店舗がある企業が、それぞれの店舗において認知症サポーター養成講座を開催した場合は、1店舗につき1枚の交付となります（店舗ごとに申請が必要です）。



認知症サポーターステッカー
※店舗名等を記入できます。

※過去に認知症サポーター養成講座を開催した団体・企業等で、ステッカーの交付を希望する場合は、介護保険課までお問い合わせください。

介護保険の利用者負担金助成制度・負担限度額認定の申請（更新）を忘れずに

★介護保険課 ☎ 1719
市民福祉課 ☎ 1333

現在、この制度を利用している人は、有効期間が7月末となっています。引き続き利用する場合は、再度手続きが必要です。忘れずに申請してください。

①介護保険利用者負担金助成制度

介護認定を受けている人が介護保険の居宅サービス等を利用した場合に、利用者負担金の一部を助成する制度です。

●対象

- 介護認定を受けていて、平成29年4月1日時点で下記の要件を満たす人（生活保護受給者を除く）
- 平成29年度の住民税が世帯全員非課税で高齢福祉年金を受給している人
…利用者負担金の2分の1を助成
- 平成29年度の住民税が世帯全員非課税の人
…利用者負担金の4分の1を助成

※次のサービスは対象となりません

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービス
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）サービス
- ・別の減額制度等により、利用者負担金が減額になっているもの

●用意 対象者名義の通帳、印鑑(朱肉を使うもの)

②介護保険負担限度額認定

介護保険で施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利用した場合に、居住費や食費の負担が軽減される制度です。

●対象

- 介護認定を受けていて、下記の要件を満たす人（生活保護受給者を含む）
- 平成29年度の住民税について、別世帯の配偶者（事実婚の配偶者含む）及び世帯全員が非課税の人
- 預貯金等が単身の場合1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下の人

●用意

平成28年度の介護保険負担限度額認定証、預貯金通帳の写し（申請日にできるだけ近い時点のもの）、価格評価が容易なもの（有価証券、投資信託等）については資産評価を確認できる書類（入手が容易なものに限る）、印鑑(朱肉を使うもの)

《①②共通》

受付期間

6月19日(月)～7月31日(月)（土・日・祝日を除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

受付場所 介護保険課（市役所1階）
市民福祉課（アスピアこだま内）

介護予防出前講座を開催しませんか

はにぼんチャレンジ対象事業

★介護保険課 ☎ 1722

地域で活動している集いの場で、介護予防についての講座を開催しませんか。専門の講師を派遣します。

講座名	講師
お口の健康について	歯科衛生士
食事・栄養について	管理栄養士又は栄養士
運動機能の向上について（ウォーキング）	スポーツ推進委員
10種類の筋力トレーニング	地域包括支援センター職員・市職員
体力測定（市に登録している筋力トレーニング教室限定）	
シナプソロジー ※体を動かし感覚器を刺激して脳を活性化します	シナプソロジーインストラクター

- 時間 平日の午前9時30分から午後3時30分までの1～2時間程度（講座により異なります）
 - 会場 申込団体で用意（市内の会場に限る）
 - 対象団体 おおむね10人以上の参加者が見込める筋力アップ教室、老人クラブ、ふれあいいきいきサロン、その他高齢者（65歳以上）の団体
 - 費用 無料（材料費等が必要な場合もあります）
 - 申込 開催希望日の2か月前までに直接介護保険課へ
- ※1団体につき、同年度中に2講座までとなります。